

削  
る

七  
十

## (第二種信用基金の増減)

## (第二種信用基金の増減)

七 機構法第十五条第一項第十六号に規定する生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第十八条及び第二十五

業基盤整備業務並びに機構法附則第七条  
第八条の三、第八条の五、第八条の七及び  
第八条の九に規定する業務」とする。

業基盤整備業務並びに機構法附則第七条、第八条の三、第八条の五及び第八条の七に規定する業務」とする。

この省令は、公布の日から施行する。

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三  
化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係  
第百六十九号）の施行に伴い、産業競争力強化法等の一部  
済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める

**第十六条** 機構法第二十二条第一項の第二種  
信用基金は、毎事業年度、機構法第十五条  
第一項第七号、第九号、第十号、第十四号  
及び第十五号並びに附則第七条、附則第八  
条の三第一号及び第三号、附則第八条の五  
第一号及び第四号、附則第八条の七並びに

定による保証に係る債務の履行として当該事業年度に支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における運用収入の金額の全部又は一部を加えることにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、増加し、又は減少するものとする。

(業務方法書の記載事項に関する経過措置)

**第二条** 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の二各号に掲げるもののほか、機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務に関する事項とする。

五 機構法附則第八条の九に掲げる業務

**第三条** 前条各号に掲げる業務が行われる場合には、第一条から第八条まで、第九条から第十一条の三まで、第十四条及び第十七条中「産業基盤整備業務」とあるのは、「産

〔新設〕  
四  
略

**第三条** 前条各号に掲げる業務が行われる場合には、第一条から第八条まで、第九条から第十二条の三まで、第十四条及び第十七条  
条中「産業基盤整備業務」とあるのは、「産

(業務方法書の記載事項に関する経過措置)

より、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、増加し、又は減少するものとする。

保証債務の履行として、当該事業年度に支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における運用

**第十六条** 機構法第三十一条第一項の第二種  
信用基金は、毎事業年度、機構法第十五条  
第一項第七号、第九号、第十号、第十四号  
及び第十五号並びに附則第七条、附則第八  
条の三第一号及び第一号並びに附則第八条  
の五第一号及び第四号の規定による保証に

この省令は、公布の日から施行する。

**第一条** 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

**第十条** 同時に二以上の手続(実用新案法昭和三十四年法律第二百二十三号)、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)、商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)。以下「特例法」という。又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む。)をする場合において、特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第二項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)、特許法施行令第十五条、特許法等関係手数料令(昭和十五年政令第二十号)第一条の三又はこの省令第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十二条の五第二項、第二十五条の七第七項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四项本文、第二十七条の二第一項若しくは第二项、第二十七条の四の二第五项本文

(提出書面の省略)  
第十条 同時に二以上の手続(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。)、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む。)をする場合において、特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第二項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)、特許法施行令第十二条、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号))第一条の三、産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号)第十七条から第十九条まで又はこの省令第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一條の五第二項、第二十五条の七第七